

ラギー報告<保護・尊重・救済>フレームワークの検討

麗澤大学教授 梅田 徹

1. はじめに

2. 1970年代における企業規制の試み

- 1976年 OECD「多国籍企業ガイドライン」
- 1977年 ILO「多国籍企業および社会政策に関する三者間宣言」
- 1977年 国連多国籍企業委員会で「多国籍企業行動規範」起草作業開始
(90年最終草案 → 廃案)

3. 人権に関する多国籍企業およびその他の企業の責任規範」草案の起草

- 2000/6 OECD「多国籍企業ガイドライン」改訂
- 2000/7 「グローバル・コンパクト」発足：9原則 → 2004/6 10原則
- 1998 国連人権委員会・人権促進保護小委員会にWG設置
- 2003/8 同小委員会が「人権に関する多国籍企業およびその他の企業の責任規範」草案を全会一致で承認
- 2004/4 国連人権委員会で議論開始 → 財界・一部政府からの反対に直面
- 2005/7 人権委は事務総長(SG)に特別代表(SR)指名を要請

4. ラギー報告の経過

- 2005年7月 アナン事務総長がジョン・ラギーを人権・多国籍企業その他の企業活動に関する特別代表に任命
- 2006年2月 中間報告書(E/CN.4/2006/97)を公表
- 2007年2月 最終報告書(A/HRC/4/35)のほか人権影響評価についての関連報告書(A/HRC/4/74)を人権理事会に提出
- 2008年4月 報告書(A/HRC/8/5)において企業と人権のためのフレームワークとして「保護・尊重・救済」を提案
- 2009年4月 報告書(A/HRC/11/13)「フレームワークの運用に向けて」公表
- 2010年4月 報告書(A/HRC/14/27)「フレームワークの運用に向けた更なるステップ」公表

5. ラギー報告の問題意識

「ガバナンス・ギャップ」の存在：今日の企業と人権をめぐる問題の根本的原因
「経済的勢力・アクターの範囲とインパクト、それらの負の影響を管理する社会の能力との間にあるギャップ」
このギャップが企業の違法な行為を許容する環境を提供している

6. 「人権に関する多国籍企業およびその他の企業の責任規範」草案の正当性を否定

- ①国家の責任と企業の責任を明確に区別しない
→ 企業に対して、国家と同程度、場合によっては国家よりも重い責務を課す
- ②企業に国際法上の直接的な責任を負わせようとする

7. 「(人権の) 保護・尊重・救済」フレームワークの骨子

「すべての社会的なアクターはそれぞれの責任を果たさなければならない」
「差異あるが、補完的な責任」(differentiated but complementary responsibilities)
多国籍企業を規制する枠組みはグローバル化以前の旧態依然としたまま
親会社は子会社が犯した不法に対して責任を負わない：限定責任の法理 (AJIL, 824)
‘complex organizational forms of modern business enterprises’
「共有された責任」(shared responsibility)

三つの中核的な原則：

- ① 企業を含む、第三者による人権侵害を起こさないようにする責務
- ② 人権を尊重する企業の責任
- ③ (被害者の) 救済に対するより効率的なアクセス

「三つの原則は、互いに補完しあって一つの全体を形成する。」

8. 「保護・尊重・救済」フレームワークを構成する諸要素 (A/HRC/8/5)

The State duty to protect

- A. Corporate culture
- B. Policy alignment
- C. The international level
- D. Conflict zone

The corporate responsibility to respect

- A. Respecting rights
- B. Due diligence
- C. Sphere of influence
- D. Complicity

Access to remedies

- A. Judicial mechanism
- B. Non-judicial mechanism
- C. Company-level grievance mechanism
- D. State-based non-judicial mechanism
- E. Multi-stakeholder or industry initiatives and financiers
- F. Gaps in access

9. 各論点のポイント

国家の保護すべき責務

A. Corporate culture

- ・ 権利尊重がビジネスの不可分の一部であるような企業文化を育成すること
- ・ 二つのアプローチがある。第一は、政府が企業文化を支援する市場圧力形成または支援すること、第二は、企業の刑事責任認定の際に「企業文化」を利用すること

B. Policy alignment

- ・ 国内政策の不一致(domestic policy incoherence): vertical incoherence and horizontal incoherence → 投資保護協定における凍結条項・安定化条項、投資家保護がアンバランスに拡大

・ 「国家、企業、国際機関は、「投資家利益と人権義務を履行すべきホスト国のニーズとの間でバランスを取るためのよりよい手段の開発に向けて努力すべき」

(para.35)

- ・ 本国側では、ECA が与信の際にクライアント企業に人権 DD を要求すべき (para.40)

C. The international level

- ・国際レベルで効果的なガイダンスやサポートがあれば助けになる
- ・人権実施機関が重要な役割を果たすことができる (para.43)
- ・課題やベストプラクティス等に関する国家間での情報の共有：「peer learning」
- ・OECD ガイドライン：政府承認の基準、人権規定が具体性を欠く
早い時期の改訂が望まれる

D. Conflict zone

- ・最も深刻な人権侵害の一部は、紛争地域で発生する
- ・人権レジームが機能しない
→ policy innovation が求められる (proactive な政策が必要)
本国は、紛争地域にいる自国企業に alert を引き起こすような指標を特定する
在外公館を通じて情報を収集、企業がアクセルできるようにする
あるいは、サポートを撤回する

(人権を) 尊重すべき企業の責任

- ・権利の限定的なリスト作成の問題点：網羅的列挙は不可能
 - ・「企業の責任は国家の責務を単に mirror することはできないし、また、そうすべきではない」 (para.53)
 - ・SRSG は、人権に関連する企業の明確な責任を特定することに焦点を当てる
 - (ア) Respecting rights
 - (イ) Due diligence
 - (ウ) Sphere of influence
 - (エ) Complicity
 - ・企業の責任は baseline responsibility (‘baseline expectation’の表現もあり)
 - ・企業は、人権尊重責任を果たさない場合には、「世論の裁判所」(courts of public opinion) に服す (para.54)
 - ・責任のより広範な範囲は、社会的期待 (social expectations) によって定義される
 - ・企業の責任は国家の責務とは独立に存在する
→ 「一次的」「二次的」といった区別は必要ない
- 「人権デュー・ディリジェンス」「(human rights due diligence)
要素：①政策、②インパクト評価、③組織構造への統合、④レビュー
定義：「一つのプロジェクトまたは企業活動のライフサイクル全体にわたって行われる、現実的または潜在的な人権リスクを検知しようとする包括的な、先を見越した (proactive) 試みで、その目的は人権リスクを回避し、緩和することにある」。
(A/HRC/11/13, para 71.)

「共謀と DD の関係は明白」 (para.81)

(被害者の) 救済への効果的なアクセス

(ア) 司法的なメカニズム

企業による人権侵害被害者の救済手段は、十分に整備されていない
進展は遅いが、進んでいる (英国の親会社提訴の事例、米国の ATCA)
国家は裁判制度・能力を強化すべき、アクセス障害を取り除くべき

(イ) 非司法的な苦情処理メカニズム

信頼できるものであるためには一定の基準を満たすものでなければならない
正当性、アクセス可能、予見可能、衡平、権利と両立可能、透明性

(ウ) 企業内の苦情処理メカニズム

- 企業内のこの種のメカニズムは、企業の「尊重責務」の部分を構成する
- (エ) 国家的な非司法メカニズム
 - NHRIs の役割
 - OECD ガイドラインにおける NCP
 - (オ) マルチステークホルダーまたは業界のイニシアティブ
 - Voluntary Principles on Security and Human Rights
 - Equator Principles
 - (カ) アクセスにおけるギャップ
 - ・ 人権侵害の被害者がまだアクセスできないでいる
 - ・ 原因の一つは認識不足、いま一つは、現存するメカニズムの能力不足、範囲の制限
 - ・ グローバルなオンブズマン機能の提案も一部から出されている

「国内の裁判所が国際的な基準を適用するような形で、国際犯罪に対する潜在的な企業の責任をめぐるネットワークが広がりつつある。」(para.105)

「企業が国際犯罪の責任を問われる可能性の増大」(AJIL, 830, 831)

諸国による対応の違い → 当事者にとって問題

それゆえ、greater harmonization が必要になる

「さまざまな試み、イニシアティブが進んでいるが、いずれも課題解決に見合った規模にまで発展していない。クロスラーニングもほとんどなかった。累積的効果を有する体系的な対応の書く部分として整合性を欠いている。この部分こそ修正が必要。「保護・尊重・救済」フレームワークが支援しようとしているのはこの点である。」(para.106)

10. ラギー提案の特徴

- a. マルチ・アクター
- b. マルチ・レイヤー
- c. グローカリズム
- d. ダイナミズム
- e. ソフト・ローイズム

11. ラギー提案の評価

- ① 枠組み提案とは独立に有意な提言を含む
- ② 法的推論に見られる姿勢の不一致
- ③ 実体的基準の提供欠如
- ④ 法的発展と両立